

意見書

すぎな愛育園 園長 殿

園児氏名

下表の「✓」に該当する感染症について、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので 年 月 日より当園可能と判断します。

年 月 日 医療機関名

医師名

印又はサイン

下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある期間を考慮し、全身状態が良好になり集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

○医師が記入した意見書が望ましい感染症

✓	病名	感染しやすい期間	登園のめやす
	麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
	風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化していること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消え 2 日経過していること
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合トイレでの排泄が確立している 5 歳以上の子どもについては出席停止の必要はなく、5 歳未満の子どもについては 2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能）
	急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（一）とする  
参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

## 登園届

すぎな愛育園 園長 殿

園児氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日に 医療機関「 \_\_\_\_\_ 」において

下表の「✓」に該当する感染症と診断されました。病状が下表の「登園のめやす」の状態になりましたので保護者の判断で登園します。

年 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_

下記の感染症についてかかりつけ医の診断に従い登園届の提出をお願いします。なお、全身状態が良好になり集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

## ○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

✓	病名	感染しやすい期間	登園のめやす
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状がある間と症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化していること
	突発性発しん	—	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと
	インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発症後3日程度が最も感染力が強い）	発病した後5日が経過しかつ解熱後3日が経過していること（小学生以上は解熱後2日が経過していること）
	新型コロナウイルス感染症	発症前2日間と発症後5日間	発症日した後5日が経過し、かつ症状が軽快後1日以上経過していること（発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します）